生物多様性プラン

あらゆる社会による行動を促す 生物多様性枠組スマート版

2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）

THE BIODIVERSITY PLAN
For Life on Earth

J-GBFでは、
ネイチャーポジティブ推進に賛同する団体・個人等が、
2022年のCOP15で採択された世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」
に掲げられた2050年ビジョンおよび2030年ミッションを達成するための
行動を促すことに活用できるよう、
昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）のスマート版を制作しました。

生物多様性プラン

2050年 自然との共生に向けた4つのゴール

- すべての生態系を守り、取り戻す
- 自然といっしょに繁栄する
- 自然の恵みを公平に分け合う
- 事業として取り組み、協力して目標を達成する

2030年 ネイチャーポジティブに向けた23のアクション

生物多様性への脅威を削減するために

1. それぞれの地域にあった計画と管理を
2. 生態系を回復しよう
3. 陸と海を守ろう
4. 種を絶滅から守ろう
5. 野生種の乱獲をやめよう
6. 外来種の定着を減らそう
7. 汚染を減らそう
8. 生物多様性と気候変動を統合的に解決しよう

生物多様性の恩恵を享受しつづけるために

9. 野生種の利用をサステナブルに
10. 農林水産業をサステナブルに
11. 自然の恵みを取り戻そう
12. 水と緑あふれる街作りを
13. 遺伝資源の利益を適切に分けよう

生物多様性の保全を当たり前にするために

14. あらゆる意思決定で意識しよう
15. ビジネスの真ん中で取り組もう
16. 消費にサステナブルな選択肢を
17. バイオテクノロジーをもっと安全に
18. 有害なインセンティブを見直そう
19. 実行に向けて資金を確保しよう
20. 技術をシェアして共創しよう
21. データや情報をもっと使いやすく
22. みんなで考えみんなで決めよう
23. ジェンダー平等で推進しよう

1 それぞれの地域にあった計画と管理を

すべての地域で生物多様性に配慮した計画と効果的な管理を進める

生物多様性の重要度が高い地域の損失をゼロに近づけるために、
それぞれの地域で土地と海の管理や空間計画に参加型で取り組む。

2 生態系を回復しよう

劣化した生態系の30％を回復させる

生物多様性と生態系機能・サービス、生態系が本来もっている
「健全性」や「連結性」を向上するために。
劣化した陸/内陸水域/海洋沿岸域の少なくとも30％で、
生態系回復に向けた効果的なアクションを行う。

生物多様性への脅威を削減するために

3 陸と海を守ろう

陸と海の30％以上を効果的に保全する

陸/内陸水域/海洋沿岸域の少なくとも30％を、保護地域/OECMとして拡大強化する。
それぞれの区域の連結性を確保し、より広い景観/海域/海洋の中で効果的に保全し管理する。
またサステナブルな利用がすでに行われている地域では、
先住民族と地域社会の権利を尊重する。

生物多様性への脅威を削減するために

4 種を絶滅から守ろう

種の絶滅の阻止と遺伝的多様性を保護し、人間と野生生物の共存をはかる

①種（とりわけ絶滅危惧種）の絶滅を食い止めながら、種の回復と保全を行う。
②自然が持つ適応能力を維持するために、生息域内にとどまらず
動物園や研究施設などでも在来種/野生種/家畜化された種の
遺伝的多様性の保存/管理/維持/回復に努める。
③野生種生息エリアと人間生活圏内の衝突を最小限に抑え、共存をはかる。

生物多様性への脅威を削減するために

5 野生種の乱獲をやめよう

野生種の捕獲や取引は、
持続可能/安全/合法的に行う

①乱獲を阻止し、生態系への影響を最小限に抑える。
②病原体の流出リスクを低減する。
③先住民や地域の慣習を尊重しながら取り組む。

6 外来種の定着を減らそう

外来種の侵入と定着を50%削減し、その影響を最小限に抑える

①外来種の侵入経路を特定、管理する。
②対策優先度の高い外来種*の定着を防止する。
③その他の外来種/潜在的外来種の導入率や定着率を、50%以上削減する。
④離島など優先的地域での外来種を根絶もしくは管理する。

*対策優先度の高い外来種：侵略的外来種（Invasive Alien Species）を分かりやすく言い換えたもの。侵略的外来種とは、外来種（自然分布域の外から導入された種）のうち、持ち込まれた生態系への影響が大きい種を指す。繁殖力や定着力、在来の生き物を捕食するなどの影響の大きさで判断される。

7 汚染を減らそう

生物多様性に害を及ぼさないレベルまで、あらゆる汚染源からのリスクを削減する

累積効果を考慮しながら以下を進める。
①環境へ流出する過剰な栄養素を少なくとも半減させる。
②農薬や有害性の高い化学物質によるリスクを少なくとも半減させる。
③プラスチック汚染を防止、削減、廃絶する。

8 生物多様性と気候変動を統合的に解決しよう

気候変動による生物多様性への影響を減らし、自然の回復力を高める

気候変動および海洋酸性化による生物多様性への影響を
自然を活用した防災・減災によって最小化し、自然の回復力を高める。
また、気候変動対策による生物多様性への
ネガティブな影響を減らし、ポジティブな影響を増やす。

9 野生種の利用をサステナブルに

野生種とそれが人にもたらす利益を、持続可能な形で管理する

野生種の利用と管理を持続可能なものにしながら、
弱い立場にある人や生物多様性への依存度が高い人へ社会的/経済的/環境的な利益を届ける。
また、生物多様性にまつわる活動、生物多様性を強化する製品やサービス、
先住民族や地域コミュニティがこれまで行ってきた持続可能な利用を、保護し奨励する。

10 農林水産業をサステナブルに

農業、林業、漁業、養殖業における生物多様性と持続可能性を強化する

①生産性と自然・社会配慮を両立させる技術や、
　アグロエコロジー*などの手法を通じて、持続可能なかたちで管理する。
②生産システムの回復力と長期的な効率性、生産力向上に貢献する。
③食料安全保障における生物多様性の保全・回復と自然の恩恵を維持する。

*アグロエコロジー：持続可能な農業や食料システムを設計したり管理する際に、生態学的・社会学的な考え方や原理をあてはめるアプローチのこと。
例えば、生態学・社会学の原則に基づいて、地域の生態系を踏まえた農業生態系を構築すること。

11 自然の恵みを取り戻そう

「自然の恵み」の回復、維持、そして向上に努める

自然に基づく解決策や生態系を活用したアプローチで、
以下の「自然の恵み*」を回復/維持/向上させる。

①大気、水、気候の調節
②健全な土壌
③花粉媒介機能
④疾患リスクの低減
⑤自然災害からの保護

*自然の恵み：自然の人々への寄与（Nature's Contributions to People）を分かりやすく言い換えた表現。
生態系サービスに類似した、またそれを含む概念であり、生物多様性が人間の福利や生活の質にもたらす全ての寄与のことを指す。

生物多様性の恩恵を享受しつづけるために

12 水と緑あふれる街作りを

ウェルビーイングと生物多様性のために
都市における緑地、親水空間を強化する

都市部や人口密集地の緑地/親水空間の面積と質、空間同士の連結性、
アクセス及び恩恵を持続可能なかたちで大幅に向上させる。
①在来の生物多様性、「連結性」および「健全性」を強化する。
②人の健康とウェルビーイング、自然とのつながりを改善する。
③包摂的で持続可能な都市化と生態系機能・サービスの提供に貢献する。

13 遺伝資源の利益を、適切に分けよう

遺伝資源および遺伝資源情報、伝統的知識の利益配分を強化する

①「遺伝資源*1」「遺伝資源情報」「伝統的知識」の利用から生まれる利益を適切なバランスで配分する。
②遺伝資源への適切なアクセスを促進する。
③2030年までに、「国際的なアクセスと利益配分に関する協定*2」に基づいた利益配分を大幅に増加する。

*1 遺伝資源：生物多様性条約では「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する素材のうち、現実の、又は潜在的な価値を持つもの」と定義している。生物（+ウイルスなど）や、生物が含まれる水や土壌などの環境サンプルも含まれる広い捉え方もある。
*2 国際的なアクセスと利益配分に関する協定：生物多様性条約には、名古屋議定書という条約の仕組みを強化する仕組みがあるほか、別の条約として、食料農業植物遺伝資源条約などがある。また、遺伝資源情報については、新たな仕組みが検討されている。

14 あらゆる意思決定で意識しよう

環境アセスメントから政策まで、官民を問わない あらゆる意思決定・活動に生物多様性の考え方を組み込む

生物多様性とその多様な価値を、政策/規制/開発プロセス/貧困撲滅戦略/戦略的環境アセスメント*1/環境インパクトアセスメント*2/国家会計に組み込む。
また、これらに関連する公的・私的活動、財政、金融フローも足並みを揃える。

*1 戦略的環境アセスメント：環境影響評価制度の多くが、事業計画がある程度進んでから行われることもあり回避や最小化の選択肢が限られることがあるため、事業の是非も検討できるより早期の検討段階で環境等の影響を考えることで、自然環境に関するより適切な政策決定を目指すもの。
*2 環境インパクトアセスメント：環境影響評価とも訳される。ある開発事業の際に、事業が生み出す自然環境や経済、社会的な影響を測りながら、影響の回避、最小化、代替措置の検討などを行う手続き。

15 ビジネスの真ん中で取り組もう

ビジネスにおける負の影響を減らし、正の影響を増やすことで、生物多様性リスクの低減へと繋げていく

特に大企業、多国籍企業、金融機関などは、
①事業/サプライチェーン/バリューチェーン/ポートフォリオの生物多様性へのリスクや依存関係および影響を、定期的に監視して評価し、透明性をもって開示する。
②サステナブルな消費のために、消費者へ必要な情報を提供する。
③遺伝資源の取得と利益配分における規則や手法のコンプライアンスを報告する。

16 消費にサステナブルな選択肢を

持続可能な消費を奨励し、廃棄物及び過剰消費を削減する

すべての人が母なる地球*1と調和して豊かに暮らせるように、サステナブルな消費の選択肢をつくる。そのため、支援政策や規制枠組みを確立し、関連情報や代替手段へのアクセスや教育を改善する。また、2030年までに、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物削減を通じて消費のグローバルフットプリント*2を皆で削減していく。

*1 母なる地球：自然環境問題の解決にあたって、人が管理する対象としての自然という世界観だけではなく、世界各地の先住民地域共同体で見られる自然との一体性などの自然観を大事にすることを促す地球の捉え方を象徴して、母なる地球という表現を使う。特に、南米中心に主張されている。
*2 グローバルフットプリント：人間活動が環境に与える負荷（自然資源の使用量）を、資源の再生産および廃棄物の浄化に必要な面積として示した数値をエコロジカル・フットプリントと呼ぶ。グローバルフットプリントはこれを全地球的に計算したもの。国別フットプリントの計算も算定されている。

17 バイオテクノロジーをもっと安全に

バイオセーフティを強化し、バイオテクノロジーがもたらす利益を分配する

すべての国で、生物多様性条約第8条（g）項で
定められているバイオセーフティ措置、第19条に定められている
バイオテクノロジーの取り扱いとその利益の分配精度を高め強化する。

18 有害なインセンティブを見直そう

生物多様性に悪影響となる補助金を大幅に削減し、有益なインセンティブを拡大する

2025年までに、生物多様性にとって有害な
補助金や税制措置などのインセンティブを特定する。
また、有害性の高いものから順に、2030年までに少なくとも
世界で年間5,000億ドル分を大幅かつ段階的に削減していく。
さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用につながる有益な奨励措置を拡大していく。

19 実行に向けて資金を確保しよう

国内外、官民問わず、あらゆる資金から世界全体で年間2,000億ドルを投入する

生物多様性国家戦略を実施するために、
生物多様性条約第20条に基づき、国内外公民問わず資金水準を段階的に引き上げる。
以下の取り組みを通じて、
2030年までに世界全体で少なくとも年間2,000億ドルを投入する。

生物多様性の保全を当たり前にするために

19

①先進国および先進国締約国の義務を自発的に引き受ける国から、
途上国（特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、経済移行国）への
生物多様性関連の政府開発援助など国際的資金を2025年までに
少なくとも年間200億ドル、 2030年までに少なくとも年間300億ドルに増加させる。
②各国の需要や優先事項や状況に応じて、生物多様性国家資金計画または
国内資源動員を大幅に増やす。
③民間資金の活用、ブレンデッド・ファイナンスの促進、
追加資金を調達するための戦略の実施、インパクト・ファンドやその他の手段を含め、
民間セクターによる生物多様性への投資を奨励する。
④生態系サービス支払い/グリーンボンド/生物多様性オフセットとクレジット/
利益配分メカニズムなど、環境・社会セーフガードを伴う革新的なスキームを促進する。
⑤生物多様性と気候危機の金融のシナジーを強化する。
⑥先住民族や地域コミュニティによる集団としての役割を強化する。
生物多様性の保全を目的としたコミュニティベースの天然資源管理、
市民社会の協力と連帯を促進する。
⑦資源供給と利用の有効性/効率性/透明性を高める。

20 技術をシェアして、共創しよう

先進国、途上国、国際機関が連携して能力開発/技術移転/科学技術協力を強化する

政府や民間における生物多様性の解決能力、技術移転を強化し、
イノベーションの創出および科学技術協力を促進する。
南南協力（途上国同士の協力）、南北協力（先進国と途上国の協力）、
三角協力（途上国間に国際機関や先進国が加わる協力）などを通じて、
共同での促進や、科学研究・モニタリングの能力も高める。

21 データや情報を、もっと使いやすく

意思決定のためのデータ/情報/知識へのアクセシビリティを強化する

生物多様性に関するデータ/情報/知識に、官民の意思決定者、教育機関等を含む実務者、NGOや、市民がアクセスできるようにする。生物多様性の公平なガバナンスを保ち、コミュニケーション/教育/普及啓発/モニタリング/研究/知識管理を強化する。
また、先住民や地域社会の伝統的知識/イノベーション/慣習/技術は、国内法に従い彼らの自由意志に基づくインフォームドコンセント*を得た場合にのみ利用できるようにする。

*インフォームドコンセント：十分な情報提供を受けた状態での同意を得ること。自由意志に基づくという部分も大事にし、FPIC（自由な状態での十分な情報に基づく同意）とまとめることもある。例えば、公用語・地域の言語・先住民地域共同体の言語と複数の言語が存在する中で、公用語でしか情報発信がされていないにも関わらず、地域に関わる政策決定が行われないようにするための、重要なプロセスと考えられている。

22 みんなで考え、みんなで決めよう

生物多様性に関する意思決定および司法や情報へのアクセスを、女性、子ども、障がい者、先住民などを含むすべての人にひらく

完全性/公平性/包摂性/ジェンダーに配慮した状態で、すべての人が意思決定に効果的に参加*1できるようにする。また、先住民族と地域コミュニティが生物多様性に関する司法や情報にアクセスできるようにする。女性、女児、子ども、青少年、障がい者だけでなく、彼らの文化、土地、領土、資源、伝統的知識に対する権利を尊重する。また、環境人権擁護者には、十分な保護*2を確保する。

*1 効果的参加：意思決定への参画における「効果的」とは明確な定義がないが、例えば、世界枠組みを検討する際には、反復性（ほとんどが専門家で決まり最後のパブリックコメントでしか意見表明の機会がないということを避け、文章の熟度に応じて意見表明できる機会を複数設けるなど反復的な形での参加を推奨する原則）などの諸原則を、効果的な参加としてまとめている。会議での発言が成果物に妥当な理由もなく反映されないなど形骸化した参加への批判から強調された考え方。
*2 環境人権擁護者の保護： IPBES地球規模アセスメントによると、環境保護運動家やジャーナリスト等が弾圧や犯罪被害者になる事例が数多く存在することが明らかとなった。環境問題や環境犯罪は、声を出せない被害者（自然も含め）の声を社会課題に押し上げる動きが必要であり、その保護は、地域の自然環境課題解決には重要な存在。

23 ジェンダー平等で推進しよう

女性の土地及び自然資源の権利に対する平等と完全な参画とリーダーシップを確保する

ジェンダー平等を確保しながら生物多様性の目標達成を目指す。また、すべての女性や女児が条約の3つの目的*1に貢献できるよう、平等な機会と能力を発揮するためのジェンダー対応アプローチ*2を採用する。ジェンダー対応アプローチでは、生物多様性に対する行動/関与/政策/意思決定のあらゆるレベルで女性や女児に土地や自然資源への平等な権利とアクセス、そして公平で十分な情報に基づいた参加とリーダーシップが確保されることを大事にする。

*1 3つの目的：生物多様性条約は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用（持続不可能な利用からの転換）、遺伝資源から得られる利益の公正・衡平な配分という3つの目的を掲げている。（生物多様性条約第1条）
*2 ジェンダー対応アプローチ：自然環境問題に限らず何らかの社会課題解決zのプロセスの中で、それぞれの社会におけるジェンダーの力学、役割や、往々にして不平等があることを理解し考慮に入れ、ジェンダーの規範、役割、資源配分を見直し、より平等な参加と利益の公平な分配など、より良い社会への前進を奨励する手法。

2030年 ネイチャーポジティブに向けた23のアクション

昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）本文
https://www.cbd.int/gbf

THE BIODIVERSITY PLAN ロゴ_EN ver.
https://www.cbd.int/gbf/branding